

京都市告示第285号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成26年8月28日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	御陵水0124号	西京区御陵峰ヶ堂町二丁目1番地の311地先 同町7番地の110地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	川島水0083号	西京区川島六ノ坪町57番地の2地先 同町58番地の3地先	点
2	深草水5003号	伏見区深草鈴塚町32番地の1地先 同町4番地の2地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)